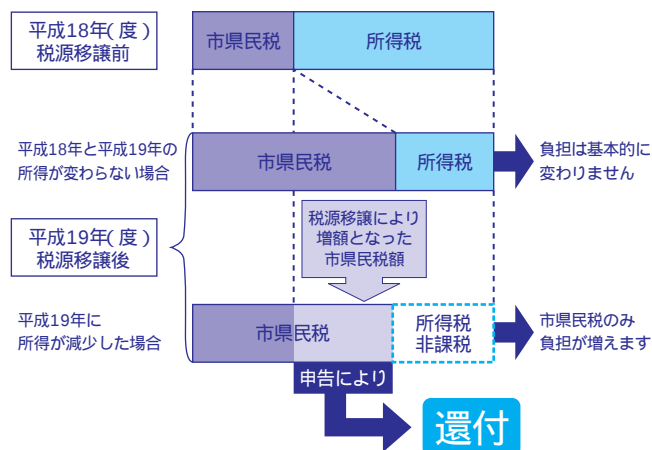


平成19年中の所得が減少し、所得税が課されなくなった人に対する減額措置

適用を受けるには、申告が必要となります

税源移譲により多くの人は所得税が減少し、住民税が増えています。平成18年分の所得税は課税されていたものの、平成19年分の所得が減少して、平成19年分の所得税が課税されなくなる人は、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けてしまいます。このような人については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

詳しくは下記の「具体的に対象となる人」をご覧ください。



減額の適用を受ける人は、

7月1日～31日までに平成19年1月1日現在にお住まいの市町村(平成19年度の住民税が課税された市町村)へ申告書を提出してください。

具体的に対象となる人

平成18年分の所得税は課税されていたものの、出産や病気のため長期休職されていた人、定年退職や依願退職をされた人、自営業で業績悪化のため大幅に減収された人などで平成19年分の所得税が課税されなかった場合が対象になります。

平成19年中に亡くなられた人や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない人には、この減額措置は適用されません。
人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)以外の所得控除額の増加や住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人は、対象とはなりません。

減額の計算方法

次の から を控除した額を、平成19年度分の住民税より減額することとなります。

税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額

税源移譲前の税率を適用した税額

申告の際に、ご自身で計算を行う必要はありません。

平成19年度の住民税を既に納付されている人には、減額分を還付します。

- = 平成19年度分の住民税から減額する額

申告の方法

この条件に該当する人は、7月1日～31日までの間に、平成19年1月1日にお住まいの市町村(平成19年度の住民税を納めた市町村)に申告をすることによって適用されます。

他の市町村から転入された人は、申告先をお間違えにならないようご注意ください。

【問い合わせ先】 税務課市民税係 ☎72-2111 内線124・125